



校報

# 水糸者

No. 1304

元年度・第163号

## 虐待と心の傷

### …児童虐待防止法が改正されます…



19日の岩手日報の報道でも既にご承知のとおり、児童虐待防止法が改正され4月から施行される事となりました。

虐待問題は本校には無縁の事ですが、2018年の東京都目黒区で「ゆるしてください」と書き残し死亡した5歳の女の子の事件や昨年度6月に北上市で発生した1歳9カ月の長男に十分な食事を与えず死亡させたとして、父親が逮捕された保護責任者遺棄致死事件など、悲惨な事件を契機に、全国各地から児童虐待の未然防止が強く叫ばれています。

極端に口の中の状態が悪い子どもに関しては「虐待を疑う指標の1つになり得る。」として、県歯科医師会との連携を強化し子どもの虐待防止に向けて対応をしていくという内容の記事も、昨年度12月の岩手日報には掲載されました。

### 【厚生労働省の指針で示された『体罰』の例】

- ①注意したが言うことを聞かないので頬をたたく。
- ②いたずらしたので、長時間正座させる。
- ③友達を殴ってけがをさせたので同じように殴る。
- ④物を盗んだのでお尻をたたく。
- ⑤宿題をしなかったので夕飯を与えない。



体罰ではないが、成長や発達に悪影響を及ぼす『暴言』として、「お前なんか生まれて来なければよかった」などは子どもの権利を侵害し、心を傷つけるとして、冗談でもいけない行為とされました。



①から⑤に示された事は、私が小学生だった『昭和』の時代では、子育ての一環の「しつけ」として普通に行われて来た事ですが、法の改正により4月以降は『体罰』とし、児童虐待と位置付けられる事となります。昭和の大ヒット漫画「巨人の星」の星 一徹・飛雄馬親子の間では毎日「体罰」が繰り返され、現在なら『虐待家庭』として児童相談所に通告される家庭となります。

学校における「いじめ」の定義も、平成25年6月施行の「いじめ防止対策推進法」によって大きく変わり現在に至っています。家庭内における「しつけ」と「虐待（体罰）」も、この法で区別される事となります。

本校の子ども達をみていると家庭でしっかりと生まれ、地域でしっかりと鍛えられながら、健全に育っていると安心してはいますが、時折、体調不良を訴えるなど、心配な子ども達を見受けする事もあります。



## 【体調不良を訴える子どもは『3つのタイプ』に分類されます】

1. かぜなどの『疾患・疾病』による体調不良の子
2. 寝不足や朝食の欠食など『基本的生活習慣の乱れ』による体調不良の子
3. 親子関係や友人関係に悩む『心の不安定』による体調不良の子



タイプ1の『疾患・疾病』による体調不良の子は、安静と受診によって程なく回復します。  
タイプ2の『基本的生活習慣の乱れ』による体調不良の子は、不規則だった生活習慣を見直し、成長期に適した正しい生活習慣の継続で緩やかに回復します。



しかし、タイプ3の『心の不安定』による体調不良の子は、その主因をしっかりと突き止め必要に応じては、小児科医や保健センターの保健師さん、カウンセラーさんとも連携が必要となり、回復までに長い期間を要することとなります。

子どもの人権を傷つける「暴言」や、子どもの前で繰り返される激しい夫婦喧嘩などは、子どもの心に深く大きな傷を残すこととなります。

子どもに対する体罰(暴言含む)は、子どもの心に深い傷を負わせることは、7月11日発行の校報1196号「脳に良い生活って? 虐待、脳を傷つける」や12月20日発行の校報1277号「サタンではなく、こんなサンタさんが来ればいいなあ」などでお知らせしてきたとおり、虐待を受けた子は医療機関などでしっかりとケアしていかないと、その後様々な症状に苦しめられます。それほど、この時期の子どもの脳はデリケートであり、正しく成長させないといけないものなのです。

児童虐待防止法が変わったから子どもに対する体罰や暴言を控えるのではなく、成長期の子どもの脳に深刻なダメージを与えるからであることを、今回の法の改正を機会にしっかりと理解する事が大切です。



虐待には、殴る、蹴るなどの「**身体的虐待**」や子どもへの性的行為や性行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなどの「**性的虐待**」、無視や暴言などの「**心理的虐待**」、重い病気になっても病院に連れて行かない、ひどく不潔にしている、食事を与えないなどの「**育児放棄(ネグレクト)**」等に区分されます。最近では、子どもの前での配偶者への暴力や暴言で子どもがストレスを受ける『**面前DV**』も心理的虐待と認知されました。

### 《関係法規の例》

- ◇先生方や学校には児童虐待の早期発見に努める義務がある。《児童虐待の防止等に関する法律 第5条第1項》
- ◇虐待を受けた子どもを保護する義務がある。《同法 第2項》
- ◇虐待防止のための教育や啓発の義務がある。《同法 第3項》
- ◇市町村や児童相談所などへ通告する義務がある。《同法第6条 第1項》



## ・三連休の過ごし方。感染症に気をつけて・

今週末は3連休となります。新型肺炎の「市中感染」が国内でも発生してきました。今後は一層「不要不急の外出を避ける」ことや「丁寧な手洗い」、「マスク着用」はもちろんですが、体の抵抗力を低下させないために「早寝・早起き・朝ごはん」をしっかりと続けていく事が大切です。

